

平成24年度 第1回宮城県教科用図書選定審議会議事録要旨

平成24年4月27日(金) 13:30~15:00

宮城県行政庁舎 9階 第一会議室

進 行

挨拶(教育長)

- 開会
- この度は教科用図書選定審議会の委員をお引き受けいただいたことにお礼申し上げます。教科用図書は学校教育の中核を担う重要な役割を果たす教材である。県教育委員会は、関係法令に基づき、教科用図書の採択が、適正かつ公正に行われるよう当審議会の意見を踏まえ、必要な指導・助言を行うこととしている。本年度は特別支援学校の小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択基準に関して御審議いただくことになる。また、当審議会での審議内容を踏まえて、さらに綿密な調査研究を行うための専門委員会についても別途委嘱している。委員の皆様には、限られた時間の中で御審議いただくことになるが、忌憚のない御意見、御指導をいただくようお願い申し上げます。

事務局

進 行

- 委員及び関係職員の紹介
- 規定により委員長1名、副委員長1名を置くことになっている。委員の互選により暫時の間、どなたかに仮議長になっていただき、進めていただきたい。どなたにお願いしたらよいか。

<事務局一任の声>

事務局

進 行

仮議長

〇〇委員

仮議長

- 〇〇委員にお願いしたい。
- それでは〇〇委員に仮議長をお願いする。
- 委員長、副委員長をどなたか推薦願いたい。
- 委員長に〇〇委員を、副委員長に〇〇委員を推薦する。
- よろしいか。
(委員賛同)

仮議長

進 行

教育長

- 「平成25年度使用教科用図書の採択について(諮問)」
平成25年度使用教科用図書の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第11条第1項及び第13条第2項の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求める。
 - ・ 特別支援学校及び特別支援学級において、平成25年度に使用する教科用図書(学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第9条の規定に基づく教科用図書)の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項

進 行

挨拶(委員長)

- 審議会規定により、審議の議長は委員長に務めていただく。
- ただいま御指名にあずかった〇〇と申す。委員の皆様のお協力をいただきながら審議を進めていきたいと思うので、よろしくようお願い申し上げます。
(教育長退席)

審議事項（１）「本審議会の公開について」

委員長
事務局

- 審議事項（１）の会議の公開について、事務局から説明願いたい。
- 宮城県情報公開条例により、審議会は原則公開と定められている。第１回審議会は非公開の要件がなく公開。第２回審議会は具体的に各出版社ごとの教科用図書の特徴等についての審議があり、採択の公正を確保するため、その部分の審議については非公開が適切と考えている。まとめると第１回は公開、第２回は一部非公開が適切かと考えている。

委員長

- ただ今、事務局から第１回審議会は公開、第２回審議会は一部非公開と説明があったが、いかがか。
(委員賛同)

審議事項（２）「諮問事項について」

諮問事項「特別支援学校及び特別支援学級において、平成２５年度に使用する教科用図書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言に関する事項」

委員長
事務局

- 審議事項（２）の諮問事項について、事務局から説明願いたい。
- 県立特別支援学校の小・中学部及び小・中学校の特別支援学級において平成２５年度に使用する学校教育法附則第９条に規定する教科用図書の採択基準について審議いただく。学校教育法附則第９条の規定による教科用図書とは、学校教育法、附則の「教科用図書使用の特例」第９条で規定されている教科用図書のことで、小・中学校で使われている検定教科書または文部科学大臣が著作名義を有するもの、いわゆる☆本と呼ばれる教科書以外の教科用図書、例えば、絵本や図鑑などがこれに当たり、一般図書と呼んでいる。

なお、小・中学校の教科書は、通常４年に一度の採択だが、附則第９条の規定による教科用図書は、毎年採択されることから、毎年度採択基準を審議していただいている。

採択基準（案）については、第１の「基本的な考え方」に続き、第２として教科用図書の選定にあたり考慮すべき事項４項目、「１ 記述内容に関すること」「２ 組織と配列に関すること」「３ 学習と指導に関すること」「４ 表記と体裁等に関すること」を示している。２５年度使用の教科用図書の採択基準について、審議をお願いしたい。

委員長
〇〇委員

- 事務局の説明について、質問等はないか。
- 資料１１ページの附則第９条の中に「文部科学大臣の定めるところにより第２１条第１項に規定する教科用図書以外」という表記がある。第２１条第１項にはどのように書かれているか、教えていただきたい。

事務局

- 第２１条第１項には「学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。」と記載されている。委員から御指摘のあった箇所は特例について（第３４条第１項）を示したかった文書であるので、よろしく願いたい。

委員長

- よろしいか。
(〇〇委員了承)

委員長

- 資料の表記について、ただいまの質問を今後参考にしていただきたい。

- ほかに確認事項はないか。
(質問等なし)
- 委員長 ○ 「1 記述内容に関すること」に関して、御意見・御質問はないか。
- 委員 ○ 一つ一つの内容には異論はないが、記述内容に関して、1から5までのすべてを網羅したものでなければならないのか。実際の絵本を考えた場合、1から5まですべてを網羅したものとすると、選定が難しくなると思われる。そこは弾力的に解釈していいかどうかを確認したい。
- 委員長 ○ 他の委員の意見を伺いたい。この件は、項目の1に限らず、1から4まで、どれについても言えることと考えるが、どうか。
(委員賛同)
- 事務局 ○ 弾力的に扱うということをお願いしたい。このことは、専門委員にも説明していく。
- 委員長 ○ 「2 組織と配列に関すること」に移る。いかがか。
- 委員 ○ 2の(1)「内容の組織的・系列的配列」について、横のつながりも考えていただきながら、それを担保するような選定を配慮願いたい。
- 委員長 ○ 横のつながりとは。
- 委員 ○ 教科などのことである。障害のある子どもは個性、特性がかなりあると思う。それに対応できるような横のつながりというものを担保できればと思っている。
- 委員長 ○ よろしいか。
(委員賛同)
- 委員長 ○ 「3 学習と指導に関すること」に移る。いかがか。
- 委員 ○ 事務局から説明を伺いたい。(1)の「特性等」の「等」、(5)の「挿絵・図表・写真等」の「等」について、具体的には何を指すか、説明願いたい。
- 事務局 ○ 「特性等」とは、平成元年の学習指導要領において「能力・適性・興味・関心」の4つを含めて「特性等」としている。この文言について、これまでの経緯からまとめてみると、実態、障害の種別・程度、それで言い尽くせないところが「特性等」ということになる。2点目の、「挿絵・図表・写真等」の「等」については、一般図書では、挿絵、グラフ、説明文など、様々な構成がなされている。それらが子どもたちにとってより適切に理解されるものになっているかということである。
- 委員長 ○ よろしいか。
(○○委員了承)
- 委員 ○ 3の(1)から(5)まで、子をもつ親として望んでいることがすべて書かれていると思う。
- 委員長 ○ 「4 表現と体裁等に関すること」に移る。いかがか。
- 委員 ○ 4の(2)について、他の4つとは異質な内容であると思う。2番目ではなく、1番目にしたほうがよいのではないか。
- 委員長 ○ ただいまの件については、どうか。
- 事務局 ○ 事務局で検討し、委員長に諮りたい。4の(2)については、触るとメロディが鳴るとか立体的に感じられるとかといった本のことを示している文言であるが、並びとして、今後検討していきたい。
- 委員長 ○ よろしいか。

- (〇〇委員了承)
- 委員長 ○ 全体として何かないか。
- 委員長 ○ 最終的な文言調整は、委員長と事務局に一任させていただいてよろしいか。
(委員賛同)
- 委員長 ○ これで審議事項2を終わる。
- 委員長 ○ 審議会規定第4条で、「専門委員は、委員長の命により、専門事項の調査に従事する。」となっているので、本日の内容を十分に事務局から伝えていただきたい。
- 委員長 ○ 「審議事項3 その他」について、各委員からないか。
(なし)
- 委員長 ○ 次の第2回審議会の日程についてお諮りする。事務局からお願いしたい。
- 事務局 ○ 事務局としては、先程申し上げた採択日程の関係で、次の会については、5月28日(月)午後1時30分から3時30分まで、この会場での開催でいかがと考えている。
- 委員長 ○ いかがか。
(委員賛同)
- 委員長 ○ 以上で審議を終了する。
- 挨拶(特別支援教育室長) ○ 本日は御多用の中、特別支援学校の小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について御審議いただいたことにお礼申し上げます。特別支援学校の子どもたち、特別支援学級の子どもたちの発達段階は非常に大きな幅をもっている。そういった中、委員の皆様からいただいた、採択基準の弾力的な運用や各教科間の全体を見た調整といった御意見を大変ありがたく思う。また、文言も整理をしながら、専門委員に伝えていきたい。一般図書は、子どもたちにとって学びの意欲をかき立てられるものであるという印象をもっており、それだけに重要な仕事であると思っている。委員の皆様のお意見等を正確に専門委員に伝え、採択を進めていくので、今後とも御指導よろしくお願ひ申し上げます。
- 進行 ○ 本会議の議事録については、後ほどまとめ、各委員に確認していただいた上で、公表する。また、本日使用した会議資料は回収させていただく。
- 次回の会議は5月28日(月)午後1時30分からこの会場で行う。
- 閉会